平成２６年（フ）第１２５５号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目４番26―204号
債務者　西澤　將徳
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２４号
埼玉県加須市向古河71番地１
債務者　内田　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２８号
さいたま市見沼区春野２丁目３番２―103号
債務者　助川　義行
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目21番地１　サンクレスト207
債務者　本田　大輔
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
千葉県山武郡九十九里町粟生1507番地３
債務者　髙橋しづ江
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７４号
千葉県銚子市笠上町6077番地の３　グリーンハイツ201
債務者　田村　　豊
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
新潟県柏崎市大字下田尻1038番地１
債務者　山川喜代美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
新潟県魚沼市佐梨1003番地３　佐梨川住宅201号
債務者　加藤マリエ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成1619番地
債務者　髙橋登志枝
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
新潟県長岡市東が丘７番７号、前住所新潟県長岡市石動南町42番地７　ホーユウコンフォルト長岡305号室
債務者　高林　義明
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
釧路市新富士町１丁目２番５号
債務者　大山　文夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３５号
釧路市新富士町１丁目２番５号
債務者　大山ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３２０号
東京都練馬区南大泉１丁目47―35　ニューハイツ南第２―201
債務者　渡邉　静哉
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５５号
東京都目黒区鷹番２丁目20―１―302
債務者　佐藤　仁美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５号
神奈川県川崎市高津区子母口436―14―302
債務者　石川　武義
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９６号
東京都江戸川区平井３丁目16―６―202
債務者　伊東　智枝
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０４号
東京都葛飾区亀有４丁目４―16―506
債務者　菊池　清子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部